

## 音楽教室事件最高裁判決

令和3年(受)第1112号

音楽教室における著作物使用に関わる請求権不存在確認請求事件

令和4年10月24日 第一小法廷判決

知的財産権法研究会  
弁護士 千葉あすか

### 第1 はじめに

本件は、音楽教室を運営する法人及び個人事業主が原告となり、JASRACに対し、音楽教室における楽曲使用に関する請求権の不存在確認を求めた事案の最高裁判決である。最高裁で判断された「生徒による演奏の主体」については、第一審及び控訴審とで判断基準及び結論を異にする部分が存在したため、最高裁がどのような判断をするのかにつき関心が高まっていた。

### 第2 事案の概要

被告（JASRAC）は、原告（①音楽教室を運営する法人（現実にレッスンを行う教師とは雇用契約又は準委任契約を締結している。）又は②音楽教室を運営する個人事業主）に対し、被告が新たに定めた使用料規程（「音楽教室における演奏等」の項目を新設）に基づき、平成30年1月1日から使用料徴収を開始する予定である旨を通知した。これにより、原告は、原告の音楽教室における楽曲の使用（教師及び生徒の演奏並びに録音物の再生）が「公衆に直接…聞かせることを目的」とした演奏（著作権法22条）に当たらないことなどを根拠として、原告らの音楽教室における被告の管理楽曲の使用にかかる請求権（著作権侵害に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権）の不存在確認訴訟を提起した。

### 第3 争点

第1審及び控訴審における争点としては、①確認の利益の有無、②演奏が「公衆」に対するものであるか、③演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか、④音楽教室における2小節以内の演奏について演奏権が及ぶか、⑤演奏権の消尽の成否、⑥録音物の再生に係る実質的違法性阻却事由の有無、⑦権利濫用の成否等の多岐にわたる争点が存在した。

しかしながら、最高裁は、「レッスンにおける生徒の演奏に関し、被上告人ら（原告、控訴人・音楽教室事業者）が本件管理著作物の利用主体であるか否か」という点に絞って判断をするに至